

地方自治法施行令の改正に伴う関連規程等の改正について

館山市総務部管財契約課

電話 0470-22-3296

令和7年4月1日付で地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、館山市における関連規程等を下記のとおり改正します。

1 地方自治法施行令の改正内容

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号において、下記に定める額（基準額）の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、随意契約によることが可能とされていますが、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から、基準額を引き上げることとするものです。

これに伴い、館山市財務規則の基準額も、改正後の基準額まで引き上げます。

契約の種類	基準額		改正後の基準額
1 工事又は製造の請負	130万円		200万円
2 財産の買入れ	80万円		150万円
3 物件の借入れ	40万円		80万円
4 財産の売払い	30万円		50万円
5 物件の貸付け	30万円		30万円
6 前各号に掲げる以外のもの	50万円		100万円

2 館山市における関連規程等の改正内容

① 館山市制限付き一般競争入札実施要綱

改正前	改正後
(対象工事等) 第2条 制限付き一般競争入札の対象は、予定価格が <u>130万円</u> を超える建設工事とし、建設工事以外であっても、制限付き一般競争入札により執行するよう努めるものとする。	(対象工事等) 第2条 制限付き一般競争入札の対象は、予定価格が <u>200万円</u> を超える建設工事とし、建設工事以外であっても、制限付き一般競争入札により執行するよう努めるものとする。

② 館山市工事等指名業者選定要領

改正前	改正後																												
(指名業者数) 第4条 指名業者の数は、発注金額に応じ、次表に定めるところによるものとする。ただし、契約の内容により同表の指名業者数を選定することが困難な場合はこの限りでない。 <table> <tr> <th>発注金額</th><th>指名業者数</th></tr> <tr> <td><u>130</u>万円未満</td><td>3者以上</td></tr> <tr> <td><u>130</u>万円以上 500万円未満</td><td>5者以上</td></tr> <tr> <td>500万円以上 1,000万円未満</td><td>6者以上</td></tr> <tr> <td>1,000万円以上 5,000万円未満</td><td>8者以上</td></tr> <tr> <td>5,000万円以上 1億円未満</td><td>10者以上</td></tr> <tr> <td>1億円以上</td><td>12者以上</td></tr> </table>	発注金額	指名業者数	<u>130</u> 万円未満	3者以上	<u>130</u> 万円以上 500万円未満	5者以上	500万円以上 1,000万円未満	6者以上	1,000万円以上 5,000万円未満	8者以上	5,000万円以上 1億円未満	10者以上	1億円以上	12者以上	(指名業者数) 第4条 指名業者の数は、発注金額に応じ、次表に定めるところによるものとする。ただし、契約の内容により同表の指名業者数を選定することが困難な場合はこの限りでない。 <table> <tr> <th>発注金額</th><th>指名業者数</th></tr> <tr> <td><u>200</u>万円未満</td><td>3者以上</td></tr> <tr> <td><u>200</u>万円以上 500万円未満</td><td>5者以上</td></tr> <tr> <td>500万円以上 1,000万円未満</td><td>6者以上</td></tr> <tr> <td>1,000万円以上 5,000万円未満</td><td>8者以上</td></tr> <tr> <td>5,000万円以上 1億円未満</td><td>10者以上</td></tr> <tr> <td>1億円以上</td><td>12者以上</td></tr> </table>	発注金額	指名業者数	<u>200</u> 万円未満	3者以上	<u>200</u> 万円以上 500万円未満	5者以上	500万円以上 1,000万円未満	6者以上	1,000万円以上 5,000万円未満	8者以上	5,000万円以上 1億円未満	10者以上	1億円以上	12者以上
発注金額	指名業者数																												
<u>130</u> 万円未満	3者以上																												
<u>130</u> 万円以上 500万円未満	5者以上																												
500万円以上 1,000万円未満	6者以上																												
1,000万円以上 5,000万円未満	8者以上																												
5,000万円以上 1億円未満	10者以上																												
1億円以上	12者以上																												
発注金額	指名業者数																												
<u>200</u> 万円未満	3者以上																												
<u>200</u> 万円以上 500万円未満	5者以上																												
500万円以上 1,000万円未満	6者以上																												
1,000万円以上 5,000万円未満	8者以上																												
5,000万円以上 1億円未満	10者以上																												
1億円以上	12者以上																												

③ 館山市建設工事等入札参加者資格審査における主観点数算出規程

改正前	改正後
(工事成績評定表の提出) 第2条 各事業担当課長は、1件の請負金額が<u>130万円以上</u>の工事について完成検査の際工事成績評定表（別記第1号様式）により工事成績の審査を行い、総務部管財契約課長に提出するものとする。	(工事成績評定表の提出) 第2条 各事業担当課長は、1件の請負金額が<u>200万円以上</u>の工事について完成検査の際工事成績評定表（別記第1号様式）により工事成績の審査を行い、総務部管財契約課長に提出するものとする。

3 関連規程等の改正日

いずれの規程等も、令和7年10月1日付で改正、施行します。

※ ③の改正は、令和7年10月1日以降に公告する工事から適用します。